

○国土交通省告示第五百三十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十八日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川大分川水系賀来川改修工事（右岸：大分県大分市大字東院字小畑地内から同市大字東院字中苑地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 大分県大分市大字東院字小畑、字五田及び字中苑地内
- 2 使用の部分 大分県大分市大字東院字小畑、字五田及び字中苑地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、大分県大分市大字宮苑字諏訪平地内から同市大字宮苑字中村地内までの一級河川大分川水系賀来川（以下「賀来川」という。）左岸の延長677mの区間及び大分県大分市大字東院字小畑地内から同市大字東院字中苑地内までの賀来川右岸の延長527mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川大分川水系賀来川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第2項に規定する指定区間に指定されていないことなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川大分川水系大分川（以下「大分川」という。）の左支川である賀来川は、別府市に位置する由布山北谷を水源とし、大分市大字賀来地内で大分川に合流する幹川流路延長9.3km、流域面積55km²の河川である。

賀来川は、その流域に大分県の県都である大分市を擁する治水上重要な河川であるが、その流域は過去の洪水により、たびたび浸水被害が発生している。平成5年9月の台風13号による洪水では、床上浸水家屋15戸及び床下浸水家屋18戸の被害が発生している。

賀来川の治水対策は、平成18年2月に大分川水系河川整備基本方針が、同年11月に大分川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定されている。整備計画では、昭和28年6月の観測史上最大規模の洪水に対応するため、基準地点である宮苑における整備目標流量を710m³/秒としているところ、早期に公益を発揮できるよう、段階的に河川改修が実施されているところである。

本件事業は、無堤で河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られ、平成5年9月に発生した洪水に相当する流量を安全に流下させることができることから、水害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年5月に任意で工事实施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、起業者は、本件事業の施行に当たり低騒音・低振動型機械を使用し、周辺的生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしており、いずれの項目においても法令により定められた基準を満足するとされている。

また、起業者が平成27年5月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ南日本集団、クルマヒラマキガイ及びコガタノゲンゴロウ、準絶滅危惧として掲載されているニホンイシガメ、ヒクイナ、モノアラガイ、ヒラマキガイモドキ及びアオハダトンボその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」と

いう。)が、植物についてはレッドデータブックおおいた2011に絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているイヌコリヤナギが確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、メダカ南日本集団、クルマヒラマキガイ、コガタノゲンゴロウ、ニホンイシガメ、ヒクイナ、モノアラガイ、ヒラマキガイモドキ及びアオハダトンボについては、生息環境の一部が改変されるおそれがあることから、植生を回復するなどの保全措置を講ずることとしている。イヌコリヤナギについては、生育環境が改変されるおそれがあることから、専門家の指導助言を受け、覆土等による保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は大分県教育委員会と協議を行い、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、無堤で河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、築堤及び河道掘削案（以下「申請案」という。）並びに河道掘削案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、用地取得及び移転対象物件が発生するものの、下流を含め大規模な掘削が必要となる河道掘削案に対し、低水路については改変が無いことから河川環境へ与える影響が小さいこと、掘削等の工事量が少なく施工規模が小さいことから施工性に優れ、施工期間が短く早期に公益を発揮できること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、無堤で河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、大分市長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 大分県大分市役所